

令和2年3月3日

裁判所を利用される皆様へ

千葉地方裁判所

千葉家庭裁判所

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の国内感染者が増加しております。

裁判所は、不特定多数の方が利用される機関ですので、千葉管内の裁判所を利用される皆様には、感染拡大防止の観点から、下記のとおり御協力をお願いします。

記

- 1 発熱等の症状がある場合は、来庁する前に、担当部署に電話等で連絡してください。
なお、担当部署がわからない場合は、こちらへ→「窓口案内」(HPリンク)
- 2 千葉管内の裁判所を利用される場合は、法廷や調停室内等においてマスクを着用していただいで差し支えありません。
- 3 手洗いや咳エチケットなどの感染症対策の御協力をお願いします。

※ 今後、状況等の変化に伴い、随時、内容等が更新される場合がありますので御了解ください。